

福 介 第 5038 号

令和 6 年 3 月 22 日

介護保険事業所 管理者 様

寝屋川市福祉部高齢介護室

室 長 静 友 哉

介護予防支援の指定対象の拡大に伴う介護予防・日常生活支援総合事業
の取扱いについて（通知）

平素は、本市介護保険運営に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 6 年 4 月 1 日から介護保険法の改正により、指定居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業者の指定を受けることが可能となります。指定居宅介護支援事業所による介護予防支援の実施にあたっては、要支援者等の「社会参加」を重視した自立支援に取り組む、寝屋川市の総合事業のルールを遵守していただく必要があります。

つきましては、指定介護予防支援事業者の指定を受けた指定居宅介護支援事業所における総合事業の運用について、下記のとおり定めましたので、ご確認いただき適切に運用いただきますようお願いいたします。

記

- 1 指定介護予防支援事業所（指定居宅介護支援事業所）における総合事業の運用について
別紙 1 のとおり
- 2 指定介護予防支援事業所（指定居宅介護支援事業所）における介護予防支援の手順
別紙 2 のとおり

寝屋川市福祉部高齢介護室
地域支援担当 増茂・生子
〒572-8566 寝屋川市池田西町 24 番 5 号
TEL 072-838-0372 FAX 072-838-0102
E-mail kaigo@city.neyagawa.osaka.jp